

北労発雇均 0330 第 1 号
令和 5 年 3 月 30 日

北海道知事 殿

厚生労働省
北海道労働局長
(公印省略)

賃金引上げの際の同一労働同一賃金の観点を踏まえた対応等
の働きかけについて(協力依頼)

労働行政の運営につきましては、日頃から格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、政府におきましては、成長と分配の好循環を実現するため、足下での賃金引上げに向けた環境整備とともに、賃金引上げが高いスキルの人材を惹きつけ、企業の生産性を向上させ、それが更なる賃金引上げを生むという「構造的な賃上げ」の実現を目指し、支援策の強化等の取組を進めています。

大企業を中心に賃金引上げの動きがある中、今後は、全体の約 7 割を占める中小企業・小規模事業者の労働者とともに、パート・有期雇用労働者、派遣労働者等の非正規雇用労働者に、賃金引上げの流れを波及させていくことが重要となっています。

厚生労働省では、正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間の均衡のとれた待遇を確保していくため、不合理な待遇差の是正に向けて、同一労働同一賃金の遵守の徹底に向けて取り組んでいるところですが、本年 3 月 15 日から 5 月 31 日までを「非正規雇用労働者の賃金引上げに向けた同一労働同一賃金の取組強化期間」として、更なる同一労働同一賃金の遵守の徹底と非正規雇用労働者への賃金引上げの確実な波及に取り組むことといたします(別添資料 1 参照)。

このため、各企業において、賃金引上げに取り組む際には、同一労働同一賃金の観点を踏まえ、非正規雇用労働者の賃金引上げについても併せて取り組んでいただきたいと考え(別添資料 2、別添資料 3 参照)、業界団体の長に対して、傘下企業への周知や働きかけをお願いしているところです。

併せて、中小企業・小規模事業者が賃金引上げを検討するに当たり参考となるよう、賃金引上げに向けた取組事例の紹介、地域・業種・職種ごとの平均的な賃金の検索機能、下請取引の改善等に関する支援も含む政府の各種支援策(別添資料4参照)等を掲載したWebサイト「賃金引上げ特設ページ」(別添資料5参照)を開設し、積極的な周知・広報に取り組んでおります。

つきましては、貴職におかれましても、「中小企業事業主からの賃金引き上げに向けた労務管理に関する相談に対し労務管理等訪問相談を行う「北海道働き方改革推進支援センター」(別添資料6参照)の利用をはじめ、地域の企業の皆様に向けて、資料等も活用いただきながら、同一労働同一賃金の遵守に向けた働きかけや賃金引上げに向けた各種支援策の周知等に格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

【参考】

別添リーフレットの電子データ掲載先

北海道労働局ホームページ

ホーム>新着情報・イベント情報>

「非正規雇用労働者の賃金引上げに向けた同一労働同一賃金の取組強化期間」
(3/15～5/31)を設定します。

(お問い合わせ)

札幌市北区北8条西2丁目1-1

札幌第一合同庁舎9階

北海道労働局雇用環境・均等部指導課

電話：011-709-2715